

## 当社サービスに関するご説明

お客様は、当社サービスのご利用に際し、当社サービスについて下記の内容を十分に理解し、これらに異議なく承諾した上で、お客様のご判断と責任においてお取引を行うものとしします。

### (1) 当社が取り扱う仮想通貨が、本邦通貨又は外国通貨ではないこと

- (1) 当社が取り扱う仮想通貨は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。
- (2) 当社が取り扱う仮想通貨は、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

### (2) 当社サービスに関する情報の表示

- (1) 当社の商号、住所及び登録番号

QUOINE 株式会社

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 19 階

仮想通貨交換業者 関東財務局長 第 00002 号

- (2) 取引の内容

仮想通貨の売買及び他の仮想通貨との交換並びにこれらの行為に関して、利用者の金銭及び仮想通貨の管理をすること

- (3) 取り扱う仮想通貨の概要

当社が取り扱う仮想通貨の概要は、別紙のとおりです。

- (4) 取り扱う仮想通貨の価値の変動を直接の原因として損失が生じるおそれ

仮想通貨は法定通貨ではなく、法定通貨に基礎づけられたものでもありません。仮想通貨の価値は日々刻々と変動しています。仮想通貨の価値は、物価、法定通貨、証券市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の仮想通貨の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等によ

る影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する仮想通貨の価値やお客様の仮想通貨取引の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、仮想通貨の価値が購入対価を下回るおそれがあること、ゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。詳しくは、当社ウェブサイトに掲載する「仮想通貨取引におけるリスク」もご参照ください。

(5) 利用者の金銭の管理方法

「コイン（カ）コキヤクセンヨウグチ」名義の当社銀行口座の預金として、当社の金銭と分別して管理いたします。預託銀行名は以下のとおりです。

預託銀行名 静岡銀行、住信 SBI ネット銀行

(6) 利用者の仮想通貨の管理方法

利用者の仮想通貨はセグリゲーションアドレスにおいて管理し、当社の仮想通貨とブロックチェーン上においても分別して管理いたします。また、当社が取り扱う仮想通貨の100%を、利用者分と当社分が区分されたコールドウォレットにて保有いたします。

(7) 利用者が支払うべき手数料等

当社ウェブサイトに掲載する「取引ルール」をご参照ください。

(8) 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

所在地 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 19 階

電子メールアドレス [support\\_jp@quoine.com](mailto:support_jp@quoine.com)

※ 電話でのご連絡が必要な場合には、上記電子メールアドレスからお問い合わせください。

(9) 外国通貨で表示された金額でのお取引

外国通貨で表示された金額でのお取引（BTC/USD など）については、日本円を当該外国通貨に換算して取引を行うのではなく、直接当該外国通貨による取引を行うこととなります。

(10) 苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は、資金決済法第 63 条の 12 第 1 項第 2 号及び同第 4 項に基づく苦情処理措置として、当社内で苦情処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる運営体制を整備します。

また、当社は、資金決済法第 63 条の 12 第 1 項第 2 号及び同第 5 項に基づく紛争解決措置として、当社が協定書を締結した東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを利用します。

名称	住所	電話番号
東京弁護士会紛争解決センター	東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 6 階	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 11 階	03-3595-8588
第二東京弁護士会仲裁センター	東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階	03-3581-2249

(11) 当社との間で、仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合には、契約期間には特段の定めはありません。お客様が当社に開設したアカウントが解約されますと、当社とのお取引は終了となります。

(12) アカウント解約時の取扱い

- 解約の際に、残高、残存ポジション及び不足金がない場合

当社は、利用者の口座の閉鎖を実施し、利用者に対してメールを送信して、取引を終了します。

- 解約の際に、残高、残存ポジション及び不足金がある場合

当社は、残高については、銀行口座への金銭の返金又は仮想通貨の外部への送付を行います。利用者は、残存ポジションについては、解消取引の手続きが可能です。なお、不足金がある場合には、当社は利用者に対してメールで支払請求をします。当社が別途定める猶予期間が経過した後は、当社は利用者の残存ポジションを強制解消します。

上記の清算終了後、当社は、口座閉鎖を実施し、利用者に対してメールを送信して、取引を終了します。

(13) 差金決済取引について

当社の提供する差金決済取引は、資金決済に関する法律（平成 21 年 6 月 24 日法律第 59 号）の対象外です。但し、当社は自己ルールとして、差金決済取引の証拠金について同法律で求められる分別管理を行っております。

以 上

2018 年 9 月 18 日改定

(別紙) 当社の取り扱う仮想通貨の概要

## 取り扱う仮想通貨の概要 (ビットコイン)

No.	記載項目			当該仮想通貨の概要
	大項目	中項目	小項目	
1	仮想通貨の概要	名称 (略称)	仮想通貨の名称並びに略称を記載	ビットコイン (Bitcoin)
		通貨単位名称	通貨単位で利用する名称を記載	BTC
		売買可能性：不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	売買可能な法定通貨の種別	JPY, USD, SGD等
			売買市場の有無	存在する
			認証の仕組み	ブロックチェーン
			「プリペイドカード」やポイント・サービスにおける「ポイント」に該当しない事	該当しない
		その他、制限事項等	なし	
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	交換可能な仮想通貨の種別/名称	ETH, DASH等
		ネットワーク上での移転可否	パブリック/プライベートネットワークを利用した移転が可能である事	移転可能
形式	パブリック型	・パブリック型 ・(採掘)プルーフ・オブ・ワークにより新規発行		
	プライベート型 コンソーシアム型			
適切性	販売方法等	仮想通貨交換取引所での取り扱いとなり、市場の需給により価格が決定される。		
2	想定される用途	仮想通貨を利用する際のサービス等	利用用途	商品等の購入や決済での利用可能。
3	流通状況 (2017年4月28日時点)	総発行量	直近での総発行量	16,239,912 BTC
		発行可能上限数量	発行が可能な数量の上限	21,000,000 BTC
		一単位あたりの価値	直近での一単位あたりの価値	1,026.21 USD
		市場での時価総額 (円貨)	直近での時価総額	1,833,211,610,340円 (110円/USD)
		海外での流通状況	海外の取引所で扱われている場合には、その状況等	Kraken、Poloniex、Bitfinex等
4	プログラムの内在リスク等	不具合情報	過去に発生した不具合情報	単一グループによるマイナー作業が支配的になると不正な取引もブロックも取り込まれてしまうというリスク(51%攻撃)がある。
			将来で発生する可能性があるリスク等	
		非互換性のアップデート (予定) 情報 (ハードフォーク/ソフトフォーク)	過去のアップデート履歴 今後のアップデート予定	ハードフォークにより、Bitcoin CoreおよびBitcoin Unlimitedへの分岐の可能性あり。

その他詳細は<https://bitcoin.org/ja/>ご参照

(別紙) 当社の取り扱う仮想通貨の概要

## 取り扱う仮想通貨の概要 (イーサリアム)

No.	記載すべき項目			回答欄
	大項目	中項目	小項目	
1	仮想通貨の概要	名称	仮想通貨の名称を記載	イーサリアム (Ethereum)
		通貨単位名称	通貨単位で利用する名称を記載	ETH
		売買可能性：不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	売買可能な法定通貨の種別	JPY, USD, SGD等
			売買市場の有無	存在する
			認証の仕組み	ブロックチェーン
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	「プリペイドカード」やポイント・サービスにおける「ポイント」に該当しない事	該当しない
			その他、制限事項等	なし
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	交換可能な仮想通貨の種別／名称	BTC等
		ネットワーク上での移転可否	パブリック／プライベートネットワークを利用した移転が可能である事	移転可能
形式	パブリック型 プライベート型 コンソーシアム型	・パブリック型 ・(採掘)プルーフ・オブ・ワークにより新規発行		
適切性	販売方法等	仮想通貨交換取引所での取り扱いとなり、市場の需給により価格が決定される。		
2	想定される用途	仮想通貨を利用する際のサービス等	利用用途	スマートコントラクト
3	流通状況 (2017年4月28日時点)	総発行量	直近での総発行量	90,153,723ETH
		発行可能上限数量	発行が可能な数量の上限	N/A
		一単位あたりの価値	直近での一単位あたりの価値	50.43USD
		市場での時価総額 (円貨)	直近での時価総額	500,127,600,610円 (110円/USD)
		海外での流通状況	海外の取引所で扱われている場合には、その状況等	Kraken、Poloniex、Bitfinex等
4	プログラムの内在リスク等	不具合情報	過去に発生した不具合情報	過去にThe DAOやアプリケーション層などのバグにより、総額50億円以上ものハッキング被害
			将来で発生する可能性があるリスク等	
		非互換性のアップデート (予定) 情報 (ハードフォーク／ソフトフォーク)	過去のアップデート履歴 今後のアップデート予定	ハードフォークあり (2016/7/20及び2016/10/20) 今後の予定は現時点でなし

その他詳細は<https://www.ethereum.org/>ご参照

(別紙) 当社の取り扱う仮想通貨の概要

## 取り扱う仮想通貨の概要 (ビットコインキャッシュ)

No.	記載項目			当該仮想通貨の概要
	大項目	中項目	小項目	
1	仮想通貨の概要	名称 (略称)	仮想通貨の名称並びに略称を記載	ビットコインキャッシュ (Bitcoin Cash)
		通貨単位名称	通貨単位で利用する名称を記載	BCH
		売買可能性：不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	売買可能な法定通貨の種別	JPY, USD, SGD等
			売買市場の有無	存在する
			認証の仕組み	ブロックチェーン
			「プリペイドカード」やポイント・サービスにおける「ポイント」に該当しない事	該当しない
		その他、制限事項等	なし	
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる (1号仮想通貨との交換で代替可)	交換可能な仮想通貨の種別/名称	ETH, DASH等
		ネットワーク上での移転可否	パブリック/プライベートネットワークを利用した移転が可能である事	移転可能
形式	パブリック型	・パブリック型 ・(採掘)プルーフ・オブ・ワークにより新規発行		
	プライベート型 コンソーシアム型			
適切性	販売方法等	仮想通貨交換取引所での取り扱いとなり、市場の需給により価格が決定される。		
2	想定される用途	仮想通貨を利用する際のサービス等	利用用途	商品等の購入や決済での利用可能。
3	流通状況 (2017年4月28日時点)	総発行量	直近での総発行量	16,495,475 BCH
		発行可能上限数量	発行が可能な数量の上限	21,000,000 BCH
		一単位あたりの価値	直近での一単位あたりの価値	650.45 USD
		市場での時価総額 (円貨)	直近での時価総額	1,174,552,751,706円 (109.47円/USD)
		海外での流通状況	海外の取引所で扱われている場合には、その状況等	Bitfinex, Bittrex, Bithumb等
4	プログラムの内在リスク等	不具合情報	過去に発生した不具合情報	単一グループによるマイナー作業が支配的になると不正な取引もブロックも取り込まれてしまうというリスク(51%攻撃)がある。
			将来で発生する可能性があるリスク等	
		非互換性のアップデート (予定) 情報 (ハードフォーク/ソフトフォーク)	過去のアップデート履歴 今後のアップデート予定	ハードフォークにより、分岐の可能性あり。

その他詳細は<https://bitcoin.org/ja/>ご参照

(別紙) 当社の取り扱う仮想通貨の概要

## 取り扱う仮想通貨の概要 (キャッシュ)

No.	記載すべき項目			回答欄
	大項目	中項目	小項目	
1	仮想通貨の概要	名称	仮想通貨の名称を記載	キャッシュ (QASH)
		通貨単位名称	通貨単位で利用する名称を記載	QASH
		売買可能性：不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	売買可能な法定通貨の種別	JPY, USD, SGD等
			売買市場の有無	存在する
			認証の仕組み	ブロックチェーン
			「プリペイドカード」やポイント・サービスにおける「ポイント」に該当しない事	該当しない
		その他、制限事項等	なし	
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる (1号仮想通貨との交換で代替可)	交換可能な仮想通貨の種別/名称	BTC, ETH等
		ネットワーク上での移転可否	パブリック/プライベートネットワークを利用した移転が可能である事	移転可能
		形式	パブリック型	パブリック型 (採掘) ブルーフ・オブ・ワークにより新規発行
プライベート型				
コンソーシアム型				
適切性	販売方法等	仮想通貨交換取引所での取り扱いとなり、市場の需給により価格が決定される。		
2	想定される用途	仮想通貨を利用する際のサービス等	利用用途	決済、送金
3	流通状況 (2018年4月13日時点)	総発行量	直近での総発行量	350,000,000 QASH
		発行可能上限数量	発行が可能な数量の上限	1,000,000,000 QASH
		一単位あたりの価値	直近での一単位あたりの価値	63円
		市場での時価総額 (円貨)	直近での時価総額	22,050,000,000円
		海外での流通状況	海外の取引所で扱われている場合には、その状況等	Bitfinex, Huobi, EXX.com, GOPAX等
4	プログラムの内在リスク等	不具合情報	過去に発生した不具合情報	過去にイーサリアムのアプリケーション層などのバグにより、総額50億円以上ものハッキング被害あり
			将来で発生する可能性があるリスク等	
		非互換性のアップデート (予定) 情報 (ハードフォーク/ソフトフォーク)	過去のアップデート履歴 今後のアップデート予定	イーサリアムについて、ハードフォークあり (2016/7/20及び2016/10/20) 今後の予定は現時点でなし

その他詳細は[https://s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/liquid-site/quoine-liquid\\_v1.9\\_ja.pdf](https://s3-ap-southeast-1.amazonaws.com/liquid-site/quoine-liquid_v1.9_ja.pdf)ご参照



(別紙) 当社の取り扱う仮想通貨の概要

## 取り扱う仮想通貨の概要 (リップル)

No.	記載すべき項目			回答欄
	大項目	中項目	小項目	
1	仮想通貨の概要	名称	仮想通貨の名称を記載	リップル (Ripple)
		通貨単位名称	通貨単位で利用する名称を記載	XRP
		売買可能性：不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	売買可能な法定通貨の種別	JPY, USD, SGD等
			売買市場の有無	存在する
			認証の仕組み	ブロックチェーン
			「プリペイドカード」やポイント・サービスにおける「ポイント」に該当しない事	該当しない
		その他、制限事項等	なし	
		交換可能性：不特定の者を相手方として相互に交換を行うことができる事 (1号仮想通貨との交換で代替可)	交換可能な仮想通貨の種別／名称	BTC等
		ネットワーク上での移転可否	パブリック／プライベートネットワークを利用した移転が可能である事	移転可能
形式	パブリック型	・プライベート型 ・Ripple社が管理主体		
	プライベート型 コンソーシアム型			
適切性	販売方法等	仮想通貨交換取引所での取り扱いとなり、市場の需給により価格が決定される。		
2	想定される用途	仮想通貨を利用する際のサービス等	利用用途	決済及び送金のシステム等
3	流通状況 (2018年1月15日時点)	総発行量	直近での総発行量	38,739,142,811XRP
		発行可能上限数量	発行が可能な数量の上限	100,000,000,000XRP
		一単位あたりの価値	直近での一単位あたりの価値	1.68USD
		市場での時価総額 (円貨)	直近での時価総額	7,974,752,460,000円 (110.90円/USD)
		海外での流通状況	海外の取引所で扱われている場合には、その状況等	Poloniex、Bittrex Kraken等
4	プログラムの内在リスク等	不具合情報	過去に発生した不具合情報	特になし
			将来で発生する可能性があるリスク等	
		非互換性のアップデート (予定) 情報 (ハードフォーク／ソフトフォーク)	過去のアップデート履歴	過去にハードフォークなし
		今後のアップデート予定	今後の予定は現時点でなし	

その他詳細は<https://ripple.com/>ご参照

### 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(2)当社サービスに関する情報の表示 (10)苦情処理措置及び紛争解決措置</p> <p>名称 <u>東京弁護士会仲裁センター</u> 住所 <u>東京都千代田区霞が関 1-1-3</u> <u>弁護士会館 6 階</u> 電話番号 <u>03-3581-0031</u></p> <p>名称 <u>第一東京弁護士会仲裁センター</u> 住所 <u>東京都千代田区霞が関 1-1-3</u> <u>弁護士会館 11 階</u> 電話番号 <u>03-3595-8588</u></p> <p>名称 <u>第二東京弁護士会仲裁センター</u> 住所 <u>東京都千代田区霞が関 1-1-3</u> <u>弁護士会館 9 階</u> 電話番号 <u>03-3581-2249</u></p>	<p>(2)当社サービスに関する情報の表示 (10)苦情処理措置及び紛争解決措置</p> <p>(新設)</p>	(変更)